

郡山市集会所敷借地料補助金交付要綱

昭和62年4月1日制定

平成3年12月4日施行

平成5年7月8日施行

平成12年5月15日施行

平成26年4月1日施行

平成31年4月1日施行

令和3年3月15日施行

令和8年4月1日施行

[市民部市民・NPO活動推進課]

(趣旨)

第1条 この要綱は、町内会、自治会その他の自治組織（以下「町内会等」という。）が、管理運営する集会所（以下「集会所」という。）の敷地に係る借地料に対する補助金の交付に関し、郡山市補助金等の交付に関する規則（昭和48年郡山市規則第18号。以下、「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象)

第2条 補助の対象は、次に掲げる土地に係る借地料とする。

- (1) 集会所の敷地として使用される土地
- (2) 集会所の敷地に隣接し、地域社会の連帯意識の形成に資する目的で使用される土地
- (3) 集会所の利用に供する駐車場として使用される土地

(補助額)

第3条 補助金の額は、町内会等が前条に規定する土地に対して支払う年間借地料（集会所を新たに建設した場合にあっては、建設工事に着手した月以後に係る借地料）の2分の1以内で予算の範囲で定める額とし、100円未満の端数があるときは、切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする町内会等は、規則第4条に規定する補助金等交付申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 収支予算書（町内会等の総会資料に基づく収支予算書の写し）
- (2) 集会所敷賃貸借契約書の写し
- (3) 前年度収支決算書（町内会等の総会資料に基づく収支決算書の写し）
- (4) その他市長が必要と認める書類

(軽微な変更の範囲)

第5条 規則第6条第1項第1号に規定する軽微な変更は、次の各号のいずれにも該当する変更とする。

- (1) 補助対象経費の総額の10分の2に相当する金額以内の変更
- (2) 前条に規定する提出書類の細部の変更であって、補助金額の変更を伴わない変更
(交付の条件)

第6条 規則第6条第1項第4号に規定するその他必要と認める条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助金を目的外に使用してはならない。
- (2) 補助金に係る帳簿及び証拠書類を整え、当該補助事業完了後5年間保存しておかなければならない。

(概算払)

第7条 市長は必要と認めるときは、補助金の交付の決定に係る額の全部又は一部を概算払の方法により交付することができる。

(実績報告)

第8条 補助金の交付の決定を受けた者は、補助事業が完了したときは、速やかに規則第14条に規定する補助事業等実績報告書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 収支決算書（町内会等の総会資料に基づく収支決算書の写し）
- (2) 補助対象経費に係る領収書の写し
- (3) その他市長が特に必要と認める書類

(額の確定)

第9条 市長は、前条の規定による実績の報告を受けたときは、これを審査し、事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、速やかに規則第15条に規定する補助金等交付額確定通知書により当該補助事業者へ通知するものとする。ただし、確定額が交付決定額と同額である場合は、当該通知を省略する。

附 則

この要綱は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成3年12月4日から施行し、平成3年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成5年7月8日から施行し、平成5年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成12年5月15日から施行し、平成12年度以後の年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和３年３月15日から施行する。

附 則

この要綱は、令和８年４月１日から施行する。